

1. 「福岡市動物の愛護及び管理に関する条例」

参考資料1 参照

- 全ての犬について、「飼い主は犬をさく、檻等の囲いの中で、又は、綱、鎖等でつないで飼育すること」及び「犬を連れ出す場合は制御できる者が確実につなぐこと」と規定されている。
- 違反した場合には最終的に罰則(罰金)を適用できる。
- 特定犬種を対象とした上乗せの規制はない。
- 咬傷を確実に防ぐための物理的な方法は規定されていない。

2. 咬傷事故の発生状況

参考資料2 参照

- 咬傷事故は近年、やや増加傾向(全国的にも同様)。
- 闘犬種による咬傷事故は少数だが、被害が重篤化しやすい特徴がある。

年度	R4	R5	R6	R7	計	
届出件数	33件	40件	36件	44件	153件	
					うち重傷	4件 2.6%
(闘犬種関係)	0件	2件	1件	1件	4件	
					うち重傷	1件 25.0%

発生状況		件数【うち闘犬】	主な原因
散歩中		86件【0件】	
	つないでいた	66件【0件】	・犬同士がケンカして興奮したのを止めようとして咬まれた ・被害者が急に近づいた
	放していた	20件【0件】	・首輪、リードが外れた ・つながずに散歩していた
散歩以外(自宅等)		67件【4件】	
	囲いの中 or つないでいた	44件【1件】	・つながり位置が不適切だった ・来客時にケージに入れる等の対応をしなかった
	脱走	23件【3件】	・扉や門扉を閉め忘れた ・つながり設備に不備があった

3. 咬傷事故防止対策に関するこれまでの取り組み

参考資料3 参照

<咬傷届出時の再発防止指導>

- ・ 犬の飼い主から咬傷の届出があった際に、犬の係留や取扱いについて再発を防止するための指導を行っている。
- ・ 闘犬種や大型犬によるものなど特に重大な事故の場合は、厳重に指導を行っている。

<闘犬種(ピットブル、土佐犬)を対象とした訪問調査> 令和8年2～4月実施分

- ・ 大多数の飼い主は犬を適正に飼育していた。
- ・ 一方で、5名の飼い主は係留や散歩の方法、適正飼育に対する認識に問題が認められた。

【主な問題点】

- 囲いが完全に閉じないなど、つながり設備の不備
- 放し飼い禁止に対する飼い主の意識が低い
- ・ 上記5名は全て過去に脱走や咬傷等に対する指導歴のある飼い主であった。
- ・ 上記5名の飼い主に対し、継続的な指導や定期的な注意喚起を実施している。

	ピットブル		土佐犬		計	
	飼い主数	頭数	飼い主数	頭数	飼い主数	頭数
調査対象	53	68	5	8	58	76
継続的な指導等必要	5	10	0	0	5	10
良好(危害の恐れが低い)	48	58	5	8	53	66